

議案第 17 号

損害賠償の額の決定について

次のように損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、戸籍電算システム機器の賃貸借契約の変更に伴う損害賠償の額を決定したいので、議会の議決を求めるものです。

1 相手方

千葉県柏市若柴字入谷津1番195

株式会社ディー・エス・ケイ

代表取締役社長 今井 信幸

2 概要

地方公共団体情報システムの標準化によるクラウド環境への移行に伴い、戸籍電算システムに関する機器の一部が不要となることから、賃貸借契約を変更する必要があるため、当該契約変更に伴う損害賠償金を支払うもの。

3 損害賠償の額

金2,209,900円

議案第 17 号資料

契約を変更する主な物品

戸籍電算システムサーバ 2台

ディスプレイ 1台

高機能無停電電源装置 2台

オペレーションソフト 3種類

マウス 1台

電源ケーブル 6本